

行政 なら

2017年5月
No.134

〈奈良市との被災者支援協定締結&
委員会設置について〉P.1

〈とりくみ1〉P.4～

平成28年度活動ご報告

〈とりくみ2〉P.14～

行政書士記念日 inならでんアリーナ

〈ユキマサくんが行く〉P.16～

奈良県農業研究開発センター



目 次

奈良市との被災者支援協定締結及び災害被災者支援施策推進委員会設置のご報告	1
奈良県行政書士会新年会開催のご報告	2
平成28年度活動ご報告（第1業務部）	4
平成28年度活動ご報告（監察部）	7
平成28年度活動ご報告（第2業務部）	8
平成28年度活動ご報告（研修指導部）	10
平成28年度活動ご報告（経理部）・ユキマサなら散歩-つづき-	12
平成28年度活動ご報告（広報部）	13
行政書士記念日イベント実施のご報告	14
ユキマサくんが行く！～奈良県農業研究開発センター～	16
行政書士業務に関する法改正情報	18
トピック（4コマ漫画）	20
平成28年度行政書士試験結果のご報告・選挙管理委員会からのお知らせ	22
新規登録会員さんいらっしゃい！	23
会員の動き・編集後記	24



※ユキマサくん…行政書士のマスコットキャラクター。5才。
行政書士くらしまもる先生の仕事を観察しながら、
猫社会の行政書士を目指している。



暗越奈良街道（くらがりごえならかいど
う）とは、大阪の高麗橋から東進し東大阪市
豊浦から暗峠を越え奈良へと至る全長30km超
の道です。大阪・奈良間の街道や峠越の道は
昔からいくつかりましたが、その中の一
つ、生駒山を登る暗越は難波（なにわ）と平
城京を最短距離で結ぶ道として奈良時代には
既に利用されていました。

万葉集に「夕されば ひぐらし来鳴く 生駒山 越えてぞ
吾が来る 妹が目をほり（夕方になるとヒグラシが鳴く生駒
山を越えて来た。妻に会いたくて。）」という出航前の遣新羅
使の歌がありますが、難波津から暗峠を越えて平城京へと来
たのでしょうか。また、日本に正しい戒律や中国文化を伝えた
とされるあの鑑真和尚も、都から西国へ派遣される防人や役
人も都と難波を結ぶこの道を通ったといえます。

この道が街道として発展を見せるようになるのは、中世末
から近世初期にかけてのことです。豊臣秀吉が天下を支配し秀
長が郡山城に入部することが契機となったと考えられています。
江戸時代になると大和郡山藩の参勤交代路として利用さ
れるようになり、峠の奈良側には本陣が置かれ、現在の暗峠
のシンボルともいえる石畳が敷き詰められた道が普請されま
した。また、庶民のお伊勢参りや奈良の寺巡りが盛んにな
り、沿道に宿場街が形成され一層活況を呈すことになりました。

す。往時には20件もの旅籠・茶店
があったというこの街道ですが、
明治時代に入ると鉄道の開通や亀
の瀬に新道ができたことなどか
ら、急速に寂れてしまいました。

（12頁へつづく）

《連載》
ユキマサなら散歩
～暗越奈良街道～



//// 奈良市との被災者支援協定締結及び災害被災者支援施策推進委員会設置のご報告 ////



奈良県行政書士会
副会長 智紗 連

日頃より会員の皆様におかれましては、
本会の事業運営にご理解ご協力を賜り、心
よりお礼申し上げます。

の協定（以下、「協定」といいます。）の締結を進めてまいりましたが、昨年末に奈良市との間でも締結に至りましたのでご報告申し上げます。これで奈良県、桜井市、上牧町、生駒市、橿原市に引き続き六例目となり、県内人口数の上位三自治体との間で協定を締結できたことになります。

さて、協定に関しましては、三月の理事会で災害被災者支援施策推進委員会（以下、「本委員会」といいます。）の設置が可決され、平成二十九年より具体的に活動を進めていくこととなります。本委員会の主な目的は、大規模災害発生時に協定に基づき本会として具体的にいかにかを落とし込んだマニュアルを作成することです。併せて、本会会員の被災状況及び安否確認をどのように行うのかについてもマニュアルにまとめていきます。

昨年の熊本県への訪問及び被災した益城町での視察の際にも感じたことですが、大規模災害発生時には一つ一つの判断の迅速性が極めて重要になります。それは本会においても例外ではありません。非常事態においては、様々な想定外の事態が起こることは予想されますが、可能な限り迅速な判断を行っていくための指針としてもマニュアルは必要になってきます。協定やマニュアルが永遠に活用されないことを切に願っておりますが、万が一の「備え」として本会では作成に着手することといたしました。

なお、奈良県及び五つの市町とは協定だけにとどまらず、他の分野、例えば空き家問題や成年後見分野などでも連携できないか、各自治体とも協議しながら模索していきます。会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

— 奈良市との被災者支援協定 締結式の様子 —





奈良県行政書士会新年会を 開催しました。

平成29年 1月14日

in 北京料理 奈良百楽



本会会長、副会長でご来賓の皆様をお出迎え

奈良県行政書士会新年会



本会中嶋会長あいさつ

平成二十九年一月十四日、奈良県行政書士会新年会が、北京料理奈良百楽において開催されました。

奈良県選出の国会議員の先生とともに、昨年十二月に奈良県議会において「行政手続法及び行政手続条例の順守を求める請願書」の採択にご尽力いただきました奈良県議会議員の先生にも多数ご出席いただき、総勢約六十名の参加者を得て大いに盛り上がりしました。

本会中嶋会長挨拶、ご来賓の皆さまからのご祝辞の後、本会米田副会長の発声による乾杯へと進み、会場は終始和やかな雰囲気で行われました。

また、歓談中には今年度の新規登録会員の紹介があり、今回は十名の新規登録会員に各々挨拶をいただきました。

会員相互の親睦を深める良い機会になったと思います。

宴もたけなわの中、本会松岡副会長の閉会のことばで無事終了いたしました。

最後になりますが、お忙しい中お集まりいただきました各議員の皆さま、本会会員の皆さまに御礼を申し上げます。



乾杯風景

❖ご挨拶いただいたご来賓のみなさま



日本行政書士会連合会
副会長 北上 雅弘 様



衆議院議員
奥野 信亮 様



参議院議員
佐藤 啓 様



奈良県議会議長
中村 昭 様



多数の
ご来臨を賜り、
ありがとう
ございました。



新年会のようす



《奈良会のとりくみ1》

平成28年度 活動ご報告

//////////////////////////////// 第1業務部 //////////////////////////////////

◆平成28年度において以下のとおり研修を実施いたしました。

平成28年7月19日

第1回業務研修 建設業法改正び概要について

■テーマ：奈良県県土マネジメント部の方をお招きして、平成28年6月1日に施行されました建設業法改正の概要についてご説明いただきました。

■場 所：やまと会議室5階大会議室

■参加人数：55名

■講 師：奈良県県土マネジメント部
建設業・契約管理課 ご担当者様

平成28年8月29日

第2回業務研修 都市計画法あれこれ～初級編～

■テーマ：不動産がからむ各種申請にあたって必要な都市計画法の法令知識を解説していただきました。

■場 所：本会会議室

■参加人数：18名

■講 師：遠山健太郎会員

平成28年9月16日

第3回業務研修

建設業許可取得だけで終わらせない！
～建設業コンプライアンスマニュアルの
作成業務について～

■テーマ：建設業法のことについて具体的処分事例も交えながら解説していただき、その上で「コンプライアンスマニュアル」を使った新たな業務を獲得する方法についてお話いただきました。

■場 所：奈良市男女共同参画センター
あすなら大会議室

■参加人数：23名

■講 師：愛知県行政書士会 大野裕次郎先生

平成28年9月29日

第4回業務研修

「自動車運転代行業許可」及び「回送運行許可」について

■テーマ：事例をもとに一連の上記許可申請手続きについての概要を解説いただきました。

■場 所：本会会議室

■参加人数：14名

■講 師：坪田尚子会員



平成28年9月16日 研修風景

平成28年10月20日・11月7日

第5・6回業務研修

日行連自動車登録 OSS センター構想に係る
DVD 研修

■テーマ：行政書士の出張封印業務・OSS システムの概要を講義いただきました。

■場 所：本会会議室

■参加人数：10月20日 5名 11月7日 5名

■講 師：滋賀県行政書士会 盛武 隆先生
京都府行政書士会 宮原賢一先生



平成28年12月16日

第7回業務研修

実例による産業廃棄物処理業概説

近畿圏の収集運搬業の違い～中間処理の事前
協議まで

■テーマ：近畿各府県間における許可事務の取扱いの違いを中心に、実例を踏まえて分かりやすく解説いただきました。

■場 所：本会会議室

■参加人数：32名

■講 師：板倉靖史会員



平成28年12月16日 研修風景

平成28年3月7日

第8回業務研修

特殊車両の通行許可申請について

■テーマ：特殊車両通行許可システム（特殊車両通行許可オンラインシステム）の操作方法申請手順などを解説いただきました。

■場 所：本会会議室

■参加人数：12名

■講 師：飯田崇史会員



平成28年3月7日

第9回業務研修 自動車登録研修

■テーマ：基礎も含みつつ、中級内容をメインに自動車登録申請を解説いただきました。

■場 所：本会会議室

■参加人数：13名

■講 師：飯田崇史会員



平成29年3月7日 研修風景

平成28年3月17日

第10回業務研修

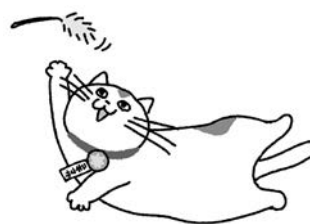
～はじめてでもわかる解体工事業・電気工事
業登録業務～

■テーマ：解体工事業、電気工事業登録の基礎
知識をまとめて解説しました。

■場 所：本会会議室

■参加人数：21名

■講 師：木田和宏会員

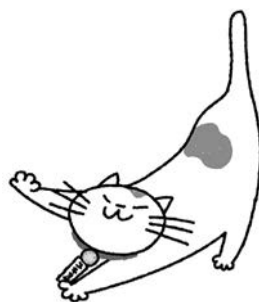


平成29年3月17日 研修風景

◆活動総括

28年度は、当初の予定通り全10回の研修を実施いたしました。できるだけ幅広い業務をフォローできるよう、多種多様なテーマを研修で取り上げてまいりました。来年度は、頂戴しましたアンケートなどを参考にして、よりいっそう会員のみなさまのご要望にお応えできるような研修を計画していきたいと考えております。

会員のみなさまにおかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



平成28年度 活動ご報告

//////////////////// 監 察 部 //////////////////////

◆奈良県建設業指導室閲覧室にて非行政書士事案調査を実施

平成27年9月～平成28年8月までの12か月間における、建設業許可申請 新規、更新許可申請 1387件（昨年度は320件）を対象に調査を実施致しました。その結果、非行政書士による非違行為であると思われる事案を7団体27件確認しました。

平成28年12月 奈良県議会12月定例会に「県の機関における行政書士法の遵守徹底による窓口規制の適正化と行政手続法・行政手続条例の遵守を求める請願書」を提出し、全会一致で採択されました。

◆平成29年3月 請願書の採択を受け、非行政書士行為の注意喚起に関する新たなプレートを以下の奈良県及び市町村の関係機関に設置致しました。

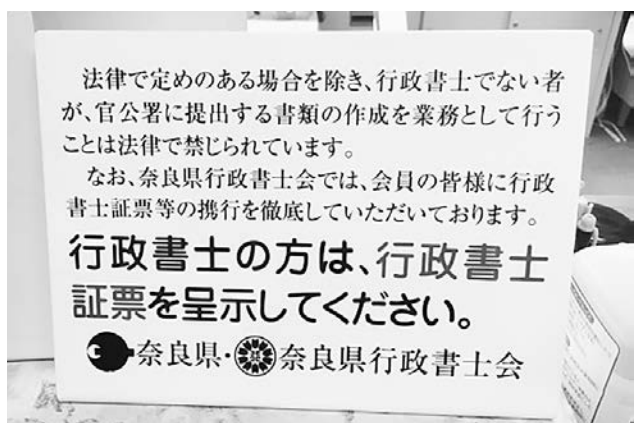
奈良県総務部総務課・奈良県建設業指導室・奈良県宅建係・奈良県市町村振興課
奈良県廃棄物対策課・奈良県 NPO 係・奈良県警察本部警務部総務課
奈良県景観・環境保全センター・奈良土木事務所・郡山土木事務所・高田土木事務所
中和土木事務所・宇陀土木事務所・五条土木事務所・吉野土木事務所

奈良市・生駒市・大和郡山市・天理市・香芝市・大和高田市・葛城市
橿原市・桜井市・宇陀市・葛城市・御所市・五條市 各農業委員会

計28か所



請願採択の通知



非行政書士注意喚起プレート

平成28年12月の奈良県議会で請願書が採択されたことを受け、引き続き関係機関への要望や働きかけを行い、請願の内容が具体的に実施されるように取り組みを進めて参ります。

会員の皆様におかれましては、引き続き当会の監察活動へのご理解を賜り、ご協力のほど宜しくお願い致します。

平成28年度 活動ご報告

//////////////////////////////// 第2業務部 //////////////////////////////////

◆平成28年度において、以下のとおり研修を実施いたしました。

平成28年 8 月29日

NPO 法人について～設立から設立後の手続きについて～

■テーマ：設立手続き等の実際の業務内容や実体験をもとに詳しく解説

■場 所：本会会議室

■講 師：坪田尚子会員

平成28年 8 月30日

相続手続について～戸籍の見方から不動産・金融機関手続まで～

■テーマ：相続人確定作業の演習、不動産相続実務の解説等

■場 所：本会会議室

■講 師：大阪府行政書士会 金谷澄夫先生

平成28年 9 月16日

建設業許可取得だけで終わらせない！

～建設業コンプライアンスマニュアルの作成業務について～

■テーマ：建設業法のことについて具体的処分事例も交えながら解説

■場 所：奈良市男女共同参画センターあすなら 大会議室

■講 師：愛知県行政書士会 大野裕次郎先生

平成28年 9 月27日

就労ビザについて

「技術・人文知識・国際業務」

■テーマ：資格該当性、基準適合性要件の確認、提出書類の確認等

■場 所：本会会議室

■講 師：黒田敬子会員

平成28年10月 6 日

知的資産経営について

～今話題の知的資産経営について、わかりやすく解説します～（初級編）

■テーマ：今話題の知的資産経営について、わかりやすく解説

■場 所：本会会議室

■講 師：松塚百合恵会員

平成28年11月 9 日

民事信託の基礎

■テーマ：民事信託とは何なのかといった基礎の部分から解説

■場 所：奈良市男女共同参画センターあすなら 大会議室

■講 師：北川泰正会員

平成28年12月7日

生命保険と相続について

■テーマ：相続の場面における生命保険の活用方法等

■場 所：本会会議室

■講 師：株式会社プラザリンク 佐澤友哉様

平成28年12月16日

障がい福祉サービス事業について

■テーマ：多岐にわたる障がい福祉サービス事業の概要について

■場 所：本会会議室

■講 師：連 紗智会員

相続勉強会（全3回）

第1回 平成29年1月27日・第2回 平成29年2月24日・第3回 平成29年3月24日

■テーマ：講師が一方向的に話すのではなく、質問・討論を前提とするゼミ形式にて実施

■場 所：本会会議室

■講 師：大阪府行政書士会 金谷澄夫先生

平成29年3月24日

許認可アラカルト

～少しの時間でマスターできる許認可特集～

■テーマ：単体では簡易な許認可数種類をまとめて解説

■場 所：本会会議室

■講 師：黒田敬子会員・板倉靖史会員・西澤伸明会員・廣見聡子会員

平成29年3月29日

遺言書作成後のトラブルと対処法について

■テーマ：遺言書作成後のトラブルと対処法について弁護士の観点から講義

■場 所：奈良市男女共同参画センターあすなら大会議室

■講 師：奈良弁護士会 馬場智巖先生

◆平成28年度の活動総括

今期は当初の予定通りの研修を実施する事が出来ました。当部で取り扱う業務範囲の中からひととおりピックアップ出来たのではないかと考えております。

来期は今年度以上に会員の皆さまに参加していただきやすい、また本当に役に立ったと思っていただけるような充実した研修を実施していきたいと考えております。



平成28年度 活動ご報告

////////// 研修指導部 //////////////////////////////////////

◇平成28年度において以下のとおり研修を実施いたしました。

平成28年4月21日

第1回基礎業務研修

■テーマ：都市計画法（用途地域）建築基準法（構造要件）について

■講師：一級建築士 松塚彦一氏
（来夢建築工房 代表）

■参加人数：28名

平成28年4月25日

コンプライアンス研修

■講師：1部 奈良県市町村人権同和問題
事務局長 辻村和良氏

2部 松本和也会員

■参加人数：12名

平成28年6月14日

第1回新規登録会員研修及び補助者研修

■講師：二宮聡介会員・谷澤祐樹会員・
松本和也会員・長森和奈会員・
木田和宏会員・小木曾文絵会員

■参加人数：会員15名 補助者4名

平成28年6月21日

第1回新人基礎業務研修（1日目）

■テーマ：1部 建設業許可の基礎知識
2部 国際業務の基礎知識

■講師：木田和宏会員・黒田敬子会員

■参加人数：会員9名 補助者3名

平成28年6月28日

第1回新人基礎業務研修（2日目）

■テーマ：1部 交通運輸業務の基礎知識
2部 遺言・相続業務の基礎知識

■講師：飯田崇史会員・森田泰浩会員・
坪田尚子会員・西村智子会員

■参加人数：会員10名 補助者3名

平成28年7月20日・21日

第1回法定業務研修

■テーマ：相続・遺言分野

■講師：連 紗智会員・長森和奈会員

■参加人数：会員10名

平成28年9月15日

第2回基礎業務研修

■テーマ：会社法及び許認可申請を踏まえた定
款作成の基礎知識

■講師：井原吉男会員

■参加人数：会員15名 補助者1名

平成28年10月18日

第2回新規登録会員研修及び補助者研修

■講師：二宮聡介会員・谷澤祐樹会員・
松本和也会員・長森和奈会員・
木田和宏会員・小木曾文絵会員

■参加人数：会員14名 補助者5名

平成28年10月25日

第2回新人基礎業務研修（1日目）

■テーマ：1部 建設業許可の基礎知識
2部 国際業務の基礎知識

■講師：木田和宏会員・黒田敬子会員

■参加人数：会員16名

平成28年11月1日

第2回新人基礎業務研修（2日目）

■テーマ：1部 交通運輸業務の基礎知識
2部 遺言・相続業務の基礎知識

■講師：飯田崇史会員・森田泰浩会員・
坪田尚子会員・西村智子会員

■参加人数：会員15名

平成28年12月7日

第3回基礎業務研修

■テーマ：建設業決算変更届と変更届

■講師：西澤伸明会員

■参加人数：会員17名 補助者1名

平成28年12月21日・22日

第2回法定業務研修

■テーマ：契約Ⅰ

■講師：連 紗智会員

■参加人数：会員13名

平成29年2月14日

第3回新規登録会員研修及び補助者研修

■講師：二宮聡介会員・谷澤祐樹会員・
松本和也会員・長森和奈会員・
木田和宏会員・野村早香会員

■参加人数：会員4名 補助者2名

平成29年2月21日

第3回新人基礎業務研修（1日目）

■テーマ：1部 建設業許可の基礎知識
2部 国際業務の基礎知識

■講師：木田和宏会員・黒田敬子会員

■参加人数：会員6名 補助者1名

平成29年2月28日

第3回新人基礎業務研修（2日目）

■テーマ：1部 交通運輸業務の基礎知識
2部 遺言・相続業務の基礎知識

■講師：飯田崇史会員・森田泰浩会員・
坪田尚子会員・西村智子会員

■参加人数：会員8名 補助者1名

平成29年3月22日・23日

第3回法定業務研修

■テーマ：契約Ⅱ

■講師：板倉靖史会員・森田光弘会員

■参加人数：会員13名

※研修実施地はすべて本会会議室

◆平成28年度の活動総括

本年度も多くの皆様のご協力を得まして研修を開催することができました。本会事務局及び講師をお引き受けいただいた先生方には、研修指導部一同、心よりお礼を申し上げます。

本年度より、補助者登録研修を開始し、補助者の方にも会員向けの研修に参加していただけるようになりました。新人基礎業務研修及び補助者登録会員研修では、1日目を新規登録会員の必須研修とし、翌週、翌々週に新人基礎業務研修として1週目に建設業務、国際業務、2週目に交通運輸業務、遺言・相続業務の研修を開催いたしました。これにより、1日目の必須研修を受けられた新規登録の会員が自分の関心のある業務を選択して受講できるようになりました。

基礎業務研修では各業務部の研修で行われないような全会員向けの基礎的知識の習得のための研修を行い、法定業務研修では日行連のテキストを使つての合計10時間の研修後、効果測定を行いました。実務研修というより法令に沿った密度の高い研修と言えると思います。

また、コンプライアンス研修を1回開催しました。コンプライアンスに関しては、新規登録会員研修及び補助者研修では行いますが、行政書士倫理、業際問題などが取り上げられる中、既登録会員に対しても、数年に1回は受講していただく必須研修にしてもいいのではないかと考えています。

//// 經理部 //

現執行部体制における経理部の総括といたしましては、選挙公約の1つに掲げられた「無駄使いがないか精査します。」の実現のため、日々の活動による支出に対する点検を強化するとともに、不要と思われる活動は削減しました。一方で、より重視すべき活動に予算を集中できるよう、さらに事業部の再編やADR事業、社会貢献活動、法的措置対策活動などこの2年間で変化したことや新たに始まった活動について、より会員の皆様に対して明瞭かつ効率的に還元できるような予算となるよう、分かりやすさとバランスに重点を置いた収支予算案の作成を心がけてまいりました。



平成28年度 活動ご報告

//////////////////// 広報部 //////////////////////

◆平成27年度・平成28年度活動総括

当部の活動方針として、「行政書士」及び「行政書士制度」の認知向上を向上させる為の活動を行ってきました。今号の紙面をお借りして、これまでの活動を少し振り返ります。

私どもが平成27年度・28年度に行った主な活動は以下のとおりです。

●広報誌「行政なら」発行 No.129～No.134

●行政書士広報月間（毎年10月）関連行事

- ・平成27年10月10～11日
かしはら夢の森フェスティバルにて行政書士ブース出展
- ・平成27年10月25日
奈良県図書情報館 無料相談会開催
- ・平成28年10月23日
落語で学ぶ「遺言・相続」 落語&セミナー・無料相談会

●行政書士記念日（2月22日）行事

- ・平成28年2月27日
三条通り・猿沢池周辺クリーンアップ（清掃活動）
- ・平成29年2月18～19日
B2リーグバンビシャス奈良 試合会場で行政書士ブース出展

行政なら各号にて活動ご報告をいたしておりますが、従来のいわゆる「相談会」を中心とした広報活動ではなく、今まで行政書士という存在をあまり知らない方々に知っていただくための活動を重点的に行いました。その中でも各種イベント会場へのブース出展については、当部としては手ごたえを感じるものではありませんでしたが、更なる効果を得るためには今後も継続して行っていく必要があると感じています。

また、落語を通じたセミナーはご参加いただいた方には非常に好評でした。行政書士の存在を知っていただき、その中身も知っていただくことのできる催しだったと思います。

他県の行政書士会からも当部の活動を耳にされ、問い合わせや視察などもあり、新たなアプローチが色んな所に影響を与えているのだと改めて実感しているところです。

今後も活動を通じて様々な場所で県民の皆さまにお会いすることがあると思います。気軽に声がけいただける活動を行っていきたいと思っております。

《奈良会のとりくみ2》

行政書士記念日 in ならでんアリーナ

2/18
2/19

地元奈良県のプロバスケットボールチーム 「バンビシャス奈良」試合会場で行政書士ブースを出展

毎年二月二十二日は行政書士記念日です。
全国の各都道府県行政書士会はこの日に合わせ様々なPRやイベント等を実施しています。
本会は、我々行政書士が県民の皆さまにより身近な存在であり続け、より気軽に接していただけるよう、幅広く「行政書士」という存在を知っていただく活動に重点を置いて記念日イベント



今回の会場の外観

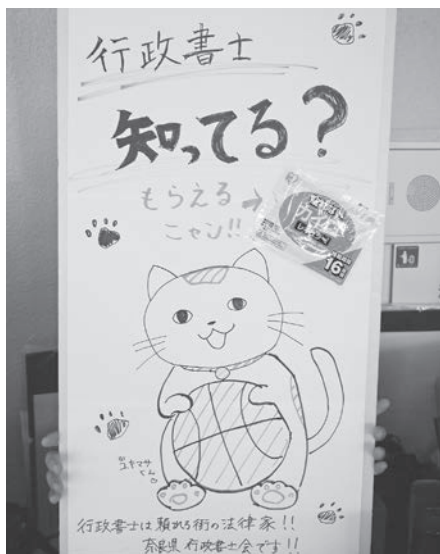


-----〈行政書士記念日とは？〉-----

【2月22日の由来】

昭和26年に行政書士法が公布された日が2月22日です。

「行政書士の自覚と誇りを促し、制度の普及を図る」との目的を達成するのに相応しい日として、この日を「行政書士記念日」と定め、平成19年度より実施しています。



トを実施しています。

今年は、地元奈良県に本拠地を置くプロバスケットボールチーム「バンビシヤス奈良」のB2リーグ試合会場に行政書士会ブースを出展しました。

バスケットボールの試合を観戦される方は比較的若い世代の方が多く、日ごろより行政書士と関わりが薄いと思われる年齢層です。

『行政書士って知ってる?』『どんなことをしているか知ってる?』

簡単なアンケートにお答えいただきながら行政

書士の認知向上に向けてPR致しました。

街頭アンケートの方式でシールを張っていただき、たくさんの回答をいただきました。行政書士という存在を広くPRするには新たに知っていただく底辺を広げる活動が不可欠だと実感しました。

用意していたグッズも予定数がほぼなくなるほどで、みなさんに行政書士を知って頂く良い機会となりました。

本会会員の皆さまにもグッズ配布やPR活動のお手伝いをいただき、ありがとうございました。

結果はこちら↑ YES :105票 NO :81票

また、今回のブース設置に多大なご協力をいただきました株式会社バンビシヤス奈良の皆さまに、この場をお借りし御礼申し上げます。ありがとうございました。

今後も広報部としては、一人でも多くの市民の皆様の目に触れる、身近に感じていただけるようなイベントを企画してまいります。



ユキマサくんが 行く！！



加工科で開発された甘柿のシロップ漬け

「奈良の農業を支える研究開発のスペシャリスト！」 ～ 奈良県農業研究開発センター編 ～

取材：広報部 長森和奈・野村早香



左から、研究企画推進係 指導研究員 岡山彩子さん、所長（農学博士）谷川元一さんとユキマサくん、加工科食品加工ユニット 主任研究員 石川亜希さん。

奈良県農業研究開発センター 〒633-0046 奈良県桜井市池之内130-1 TEL：0744-47-4491

◆設立百二十一年の歴史ある施設◆

ユキマサ 初めて農業研究開発センター（以下「センター」）に来たにや。大きな施設で迷いかけたニャ……。

谷川所長（以下「谷川」） このセンターは奈良の農業のブランド力の強化のため、品種育成・加工商品開発・薬用作物の安定供給・栽培技術開発を行っているところです。明治28年に奈良県農事試験場として発足し、現在の桜井市へは昨年9月に移転しました。敷地面積は約9.8ヘクタールになります。

ユキマサ 広さも驚いたけど、歴史ある施設なんだニャ。

谷川 実は、初代所長は「九州農業の父」と言われる河村九洲さんです。作家の宮沢賢治さんも学生時代に修学旅行で訪れているのですよ！いまのセンターの敷地内には「池之内古墳群」がありますしね！そういう意味でも面白いところです。

ユキマサ すごく貴重なところに来ているニャン。奈良は農業に力を入れている県なのかニャ？

谷川 奈良は雨が少なく、農地面積も狭い。だから小さい面積でも技術を駆使し手をかけて付加価値の高いものを目指すために、全国の中でもいち早く農業試験場ができたのです。



◆奈良といえは柿・いちじく・イチゴ◆

ユキマサ (おなか「ぐ〜」と鳴る)
(照) さつきから柿のシロップ漬けが気になるニャ。

石川 それは加工科で研究開発した商品です。食感がおもしろいと評判なんですよ。

ユキマサ シャリトロ食感…。もぐもぐ…。柿の芳醇な旨みと、ほどよい食感があって美味しいニャー！

石川 果実のシロップ漬けは一般的ですが、柿は「香りが少ない・酸味が少ない・渋味が多い」ため、商品としては少なくて…。

3年かけて研究開発しました。

ユキマサ 不向きな要素があるなかで、チャレンジだニャン。

岡山 なんとと言っても、奈良県の柿の生産量は全国2位ですからね！開発した加工方法をもとに、下市町の柿農家女性グループのかたが製造してみたいと手を挙げてくれました。現在生産体制を整えています。

石川 柿以外にも、低カロリーのイチジクジャムの開発をしています。

◆無形の資産・知的財産◆

ユキマサ 加工方法といえば、形はなく数字としては見えにくいけれど価値がある、いわゆる知的財産になると思うけれども特許などを取っているのかニャ？

石川 場合によっては特許を取得することもあります。この商品は加工方法を公開しています。東京の展示会を通して、居酒屋やレストラン経営のかたから問い合わせをいただきました。つくり手が増えるようにするには、研究開発だけでなく、普及させる取り組みも行っています。

谷川 商機につなげて、農家のかたのサポートになればという想いですね。

ユキマサ サポートといえば、今や有名になった高級イチゴの「古都華」も、センターで育成されたニャー！

谷川 せっかくなのでイチゴのピニールハウスを見学しに行ってくださいね！ 西本くん！

西本 「古都華」は平成23年に品種登録しています。大粒で甘くて美味しいですよー！

品種登録は「種苗法」に基づく、行政手続きです

- ①品種育成
- ↓
- ②農林水産省へ品種登録の出願
- ↓
- ③ホームページや官報で出願公表される
- ↓
- ④審査
- ↓
- ⑤品種登録（出願から登録までは約2～3年）



品種登録の要件

1. 区別性：既存品種と重要な形質で明確に区別できること
2. 均一性：同一世代でその形質が十分類似していること
3. 安定性：増殖後も形質が安定していること
4. 未譲渡性：出願日から1年遡った日より前に出願品種の種苗や収穫物を譲渡していないこと
5. 名称の適切性：品種の名称が既存の品種名称や登録商標と紛らわしいものでないこと



「古都華」を研究開発した、育種科野菜栽培ユニット 総括研究員・農学博士の西本登志さん。直々に案内していただいたニャン。

行政書士業務に関わる法改正・手続変更の情報

行政書士業務を行うにあたり、法改正に関する情報収集は重要です。また、企業のコンサルティング業務を手がける行政書士にとって、クライアントへの情報提供は欠かせません。他士業との連携を図るためにも行政書士業務に直接関わらない法改正や手続きの変更にもアンテナをはりましょう。

★確定拠出年金法

(厚生労働省HPより抜粋)

●改正法施行日：平成29年1月1日

●改正の概要

個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入可能範囲の拡大
労働の多様化が進む中、生涯にわたって継続的に老後に向けた自助努力を可能とするため、iDeCo について、第3号被保険者や企業年金加入者（※）、公務員等共済加入者を加入可能とする。※企業型 DC 加入者については、規約に定めた場合に限る。

★育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法

(厚生労働省HP掲載資料より抜粋)

●改正法施行日：平成29年1月1日

●改正の概要

1. 介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするための制度の整備
 - 対象家族1人につき、3回を上限として、通算93日まで、介護休業を分割取得することができることとする。
 - 介護休暇の半日単位の取得を可能とする。
 - 介護のための所定労働時間の短縮措置等を介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用を可能とする。
 - 所定外労働の免除を介護終了までの期間について請求することのできる権利として新設する。
 - 有期契約労働者の介護休業取得要件を緩和する。
2. 多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度等の整備
 - 子の看護休暇の半日単位の取得を可能とする。
 - 有期契約労働者の育児休業の取得要件を、
 - ①当該事業主に引き続き雇用された期間が過去1年以上あること、
 - ②子が1歳6ヶ月に達する日までの間に労働契約が満了し、かつ、契約の更新がないことが明らかでない者とし取得要件を緩和する。
 - 特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子その他これらに準ずるものについては育児休業制度等の対象に追加する。
3. 妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備
 - 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする、上司・同僚による就業環境を害する行為を防止するため、雇用管理上必要な措置を事業主に義務づける。

★雇用保険法

(厚生労働省HP掲載資料より抜粋)

●改正法施行日：平成29年1月1日

●改正の概要

- 65歳以降に雇用された者についても、雇用保険を適用し、離職して求職活動する場合には、その都度、高年齢求職者給付金を支給（支給要件・内容は現行のものと同様。年金と併給可。）
- さらに、介護休業給付、教育訓練給付等についても、新たに65歳以上の者も対象とする
- 雇用保険料の徴収免除を廃止して原則どおり徴収し、平成31年度分までの経過措置を設ける。
- ※別途、事業主が高齢者を一定割合以上雇用した場合の助成措置等を導入。

★個人情報保護法

(総務省HP掲載資料より抜粋)

●改正法施行日：平成29年5月30日

●改正の概要

1. 個人情報の定義の明確化

- 個人情報の定義の明確化（第2条第1項、第2項）

特定の個人の身体的特徴を変換したもの（例：顔認識データ）等は特定の個人を識別する情報であるため、これを個人情報として明確化する。

- 要配慮個人情報（第2条第3項）

本人に対する不当な差別又は偏見が生じないように人種、信条、病歴等が含まれる個人情報については、本人同意を得て取得することを原則義務化し、本人同意を得ない第三者提供の特例（オプトアウト）を禁止。

2. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

- 匿名加工情報（第2条第9項、第10項、第36条～第39条）

特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したものを匿名加工情報と定義し、その加工方法を定めるとともに、事業者による公表などその取扱いについての規律を設ける。

- 個人情報保護指針（第53条）

個人情報保護指針を作成する際には、消費者の意見等を聴くとともに個人情報保護委員会に届出。個人情報保護委員会は、その内容を公表。

3. 個人情報の保護を強化（名簿屋対策）

- トレーサビリティの確保（第25条、第26条）

受領者は提供者の氏名やデータ取得経緯等を確認し、一定期間その内容を保存。また、提供者も、受領者の氏名等を一定期間保存。

- データベース提供罪（第83条）

個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者又は従事していた者が、不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用する行為を処罰。

相続が開始されると預貯金債権はどのように取り扱われるのでしょうか？

平成28年12月19日、最高裁判所は、預貯金と遺産分割に関する重要な決定を下しました。

この判決は、相続手続にどのような影響を及ぼすのか、事例をもとに見ていきましょう！

事例 被相続人A ／相続人 配偶者B、子C、子D 相続財産は、預貯金のみ

Bは、相続手続を取るため、C、Dに協力を求めましたが、何度、連絡してもDから返事がなく、手続を進めることができませんでした。Bは、今後の生活のため、少しでも早く預貯金を現金化したいと考えています。



四コマ漫画by行政書士坪田尚子

①相続の一般的効力

原則 相続が開始されると、被相続人に属していた一切の権利義務が包括的に相続人に承継されます。(民896条)

例外 被相続人の一身に専属する権利義務、位牌・墳墓などの祭祀財産、生命保険など相続人が固有に取得する権利など

②共同相続の効力

相続人が数人ある場合には、相続財産は、その共有に属します。(民898条)

各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継します。(民899条)

「共有」の法的性質には、従来より「共有説」と「合有説」の対立があり、判例は、一貫して「共有説」を採用しています。

③債権の共同相続

(1)債権には、可分債権と不可分債権という区別があり、相続財産が債権の場合、可分債権か不可分債権かにより、どのように相続人に帰属するかが問題となってきました。

可分債権 分割して実現することのできる給付(可分給付)を目的とする債権。金銭の引渡しを目的とする金銭債権は、その典型例です。

不可分債権 分割して実現することができない給付(不可分給付)を目的とする債権

(2)可分債権の論点

A) 可分債権は相続と同時に当然に分割されるのか

B) 可分債権は遺産分割の対象財産となるのか。

(3)預金債権とはいかなる債権でしょうか。

預金契約は、消費寄託契約(民666条)であるといわれており、預金契約が成立すると、預金者は金融機関に対して預金の払戻しを請求する権利(預金債権)を取得します。

預金契約において、預金者は金銭を預けているため、預金債権は金銭債権であると理解され、金銭債権は、可分債権であるため、預金債権は可分債権と考えられています。結果、預金債権は共同相続により当然に分割帰属すると考えられてきました。

④従来からの判例・実務

「相続財産中に金銭その他の可分債権あるときは、その債権は法律上当然に分割され、各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継する。」（最判昭29. 4. 8、民集8巻4号189頁）

「相続財産中に可分債権があるときは、その債権は相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されて各共同相続人の分割単独債権となり、共有関係に立つものではないと解される。」（最判平16. 4. 20 家月56巻10号48頁）

A) 可分債権は、相続開始時に、当然に共同相続人に相続分に応じて分割承継されます。

B) 可分債権は、遺産分割の対象となる遺産を構成しません。



下級審では、相続人の一部からの払戻しが認められており（名古屋高判昭53. 2. 27 判時898号63頁 東京高判平7. 12. 21 判タ922号271頁）例外として定額郵便貯金債権などがありました。（最判平20. 10. 8 民集64巻7号1719頁）

→ **Bは、Cの協力がなくても、単独で、自己の法定相続分の払戻し請求ができます。**

金融機関の実務では、相続人全員が署名押印した分割協議書ないし払戻請求書と全員の印鑑証明書の提出を求めるのが一般的ですが、相続人からの法定相続分に応じた預金債権の支払請求に応じる金融機関も少なからずありました。



⑤平成28年12月19日 最高裁大法廷の判断

最高裁大法廷は、「共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当である。」と判断しました。

→本決定は、あくまでも可分債権についての当然分割の原則を維持しつつ、普通預金を含む預金債権をその例外とするものです。

→**Bは、単独で、自己の法定相続分の払戻し請求ができなくなりました。**

⑥今後の影響

(1)共同相続人の中に生前贈与を受けている相続人がいたような場合、公平な分割ができるようになります。

(2)金融機関は、各相続人からの法定相続分による預貯金の払戻し請求には応じなくなるため、相続税申告期限までに相続税納税資金が準備できないといった事態が生じることが考えられます。

⑦ 対策

(1)今回の判決において、裁判官の補足意見では、被相続人の債務の弁済や被相続人に扶養されていた共同相続人の当面の生活費の支出のために必要とされる場合については、遺産の分割の審判事件を本案とする保全処分として、特定の預貯金債権を共同相続人にかりに取得させる仮処分等を活用することが示されています。

(2)遺言書の作成や生命保険の活用が考えられます。

伊藤栄寿「共同相続における預金債権の取扱い」名法250号（2013年）170頁
基本法コンメンタール 相続 日本評論社 36頁～46頁 / ジュリスト 1503号 2017年3月
新・判例解説Watch民法（家族法）No87 / 詳解 遺産分割の理論と実務 民事法研究会
相続法 中川善之助著 有斐閣 / 全訂 判例先例 相続法IV 松原正明著 日本加除出版
岡部喜代子「可分債権の遺産分割」法学研究（慶応義塾大学）

》》》》 選挙管理委員会からのお知らせ 《《《《

会長及び副会長の任期満了による選挙の実施について

奈良県行政書士会会則第19条第1項の規定に基づき、任期満了により会長・副会長選挙が行われます。

☆選挙の期日 5月26日（金）

☆選挙の投票場所と開票場所

平成29年度定時総会会場 ホテル日航奈良

なお、会員が奈良県行政書士会会長及び副会長の選挙に関する規則第25条第1項に定める事由により、総会に出席して投票できないと見込まれる場合には下記の期日前投票所においてのみ期日前投票を行うことができます。

【期日前投票】

☆期 日 5月24日（水）及び5月25日（木）

☆時 間 午前10時から正午まで 午後1時から午後4時まで

☆場 所 奈良県行政書士会会議室

※選挙についてのお問い合わせ

奈良県行政書士会（選挙管理委員会）事務局 【TEL：0742-95-5400】



平成28年度 行政書士試験結果のご報告

（近畿2府4県）

府県名	受験申込者数（人）	受験者数（人）	合格者数（人）	合格率（％）
奈 良	447	366	42	11.48
京 都	1,186	905	104	11.49
大 阪	4,522	3,510	343	9.77
兵 庫	2,206	1,720	170	9.88
滋 賀	460	355	35	9.86
和歌山	374	295	22	7.46

★ 会員の動き ★



新規登録会員さん! いらっしゃい!!

①登録年月日 ②事務所所在地 ③事務所名称 ④事務所電話番号



松 川 泰 之
(まつかわ やすゆき)

- ① 2017年 3月15日
- ② 635-0812
北葛城郡広陵町大字広瀬 9 番地
- ③ 行政書士松川法務事務所
- ④ 0745-56-3230



村 田 伸 二
(むらた しんじ)

- ① 2016年12月15日
- ② 630-8104
奈良市奈良阪町2355番地
- ③ 行政書士村田事務所
- ④ 090-1961-4188



吉 川 昇 平
(よしかわ しょうへい)

- ① 2017年 3月15日
- ② 634-0063
橿原市久米町495番地の 1
- ③ 行政書士よしかわ事務所
- ④ 0744-27-0567



武 藤 公 介
(むとう こうすけ)

- ① 2017年 1月15日
- ② 639-2251
御所市大字戸毛60番地
- ③ 行政書士武藤公介事務所
- ④ 0745-67-2299



面 田 和 彦
(にしだ かずひこ)

- ① 2017年 2月15日
- ② 630-8357
奈良市杉ヶ町18番地 2
- ③ 面田行政書士事務所
- ④ 080-3764-8740

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 変 更 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

変更年月日	変更事項	氏 名	内 容
2016年12月15日	事務所の所在地 事務所の電話	横 山 千 夏	〒630-0251 生駒市谷田町808 ナカノビル404 0 7 4 3 - 8 5 - 6 4 1 7
2016年12月28日	事務所の名称	北 株 君 代	行政書士事務所きたかぶサポート
2017年 1 月31日	事務所の所在地 事務所の電話	中 井 良 一	〒636-0123 生駒郡斑鳩町興留五丁目15番25号 0 7 4 5 - 7 4 - 5 5 5 1
2017年 3 月15日	事務所の名称	安 部 浩 一	行政書士やまと法務事務所

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 転 出 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

転出年月日	転 出 先	氏 名	内 容
2016年12月 1 日	大阪会へ転出	川 本 剛	〒550-0012 大阪市西区立売堀 1 丁目 1 番 1 号 立売堀壱番館 4 F 0 6 - 6 5 7 8 - 2 3 4 5

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 退 会 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

退会年月日	氏 名	事務所所在地・事務所電話	事 由
2017年 3 月 2 日	井 上 洋 行	〒632-0122 天理市福住町4210番地 3 0 9 0 - 3 3 5 3 - 7 9 4 7	廃 業
2017年 3 月 2 日	藤 塚 嘉 夫	〒630-8141 奈良市南京終町204番地17 0 7 4 2 - 2 3 - 9 0 1 0	廃 業
2017年 3 月31日	木 元 靖 浩	〒630-0111 生駒市鹿ノ台北 3 丁目18番地 5 0 7 4 3 - 7 9 - 5 5 4 2	廃 業
2017年 3 月31日	藤 井 熙	〒635-0067 大和高田市春日町 1 丁目10番 1 号 0 7 4 5 - 5 3 - 0 9 9 9	廃 業
2017年 3 月31日	植 田 實	〒633-2111 宇陀市大宇陀内原294番地の 4 0 7 4 5 - 8 3 - 1 8 8 9	廃 業
2017年 3 月31日	高 木 和 裕	〒631-0846 奈良市平松四丁目22番20号 0 7 4 2 - 4 7 - 8 2 8 1	廃 業

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 行政書士法人の変更 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

変更年月日	変更事項	法人事務所名	内 容
2016年12月15日	事務所の所在地 社員の所属事務所	さくら行政書士法人 生駒事務所	〒630-0251 生駒市谷田町808 ナカノビル404

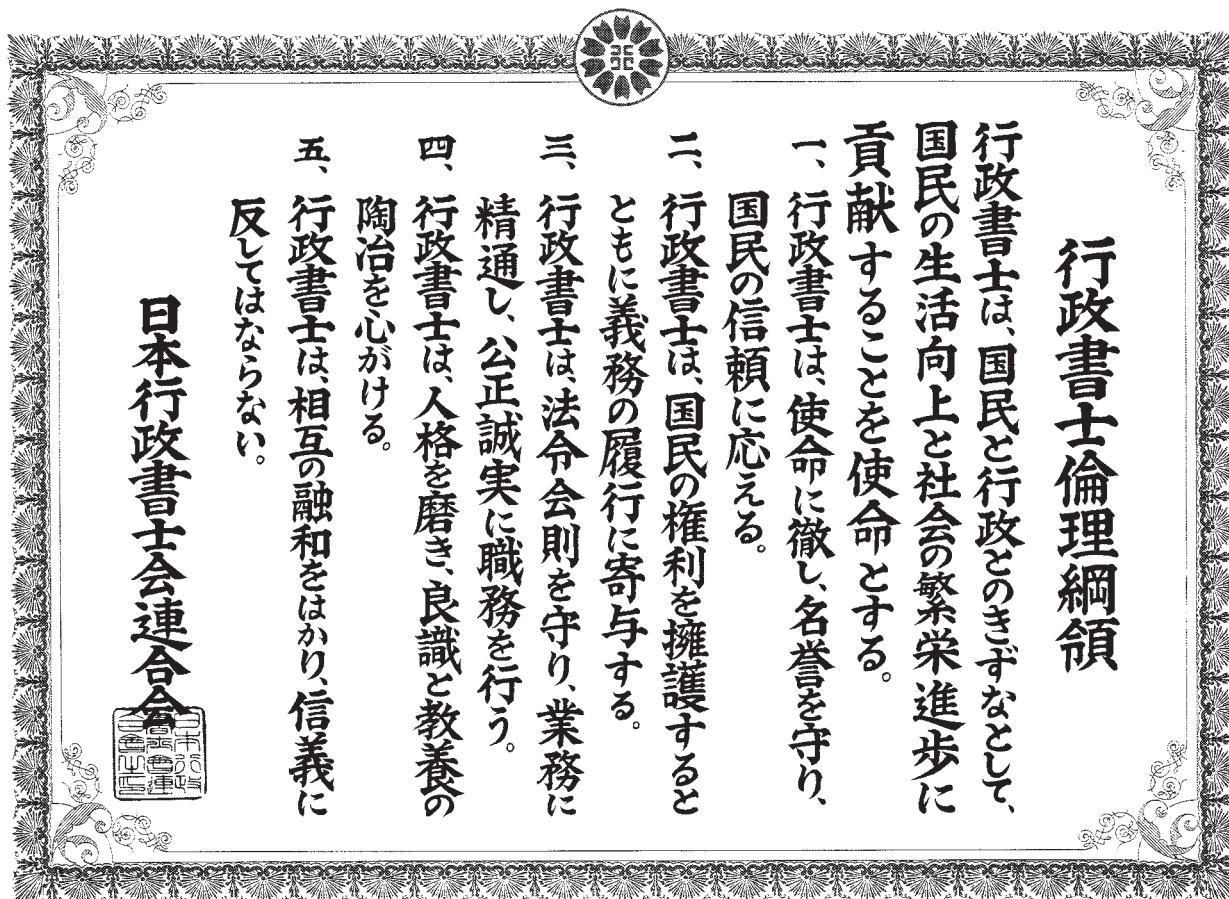
..... 編 集 後 記

桜の季節が過ぎ、野山が瑞々しい若葉に彩られるさわやかな季節となりました。

早いもので、現広報部員での「行政なら」の編集はこれが最後となります。部員一丸となって「行政なら」及び広報活動を刷新し、会員の皆様並びに県民の皆様にも幅広く行政書士会の情報をお届けすべく努めて参りましたが、その過程において勉強させていただきました。厚く御礼申し上げます。

今後も、頼れる街の法律家 行政書士をよろしく願い申し上げます。
広報部 佐藤 貴玲





行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



表紙：奈良生まれのイチゴ「古都華」とユキマサ
(奈良県農業研究開発センター内ビニールハウスにて)

文字：鈴木基舟氏

行政 なら 第134号

平成29年5月1日発行

発行人 中 嶋 章 雄
発行所 奈良県行政書士会
〒630-8241

奈良県奈良市高天町10番地の1
(株T. T. ビル3階)

TEL. 0742-95-5400 FAX. 0742-26-6400

電子メールアドレス：gyosei@gyoseinara.or.jp

ホームページアドレス：http://www.gyoseinara.or.jp/

毎月第2木曜日は 行政書士による 無料相談会です

車を譲り受ける
ことに・・・
どんな手続きが必要？

身寄りがいないから、
将来が心配・・・

運送業を始めたい・・・
許可って！？
うちは許可とれるの！？

起業したい！
会社をつくるには・・・

遺産相続が
どうなるか心配・・・

外国人と結婚する
ことに・・・
日本に呼び寄せたい
んだけど・・・

離婚することに・・・
協議書をつくって
おきたいんだけど・・・



暮らしのご相談から、ビジネスのご相談まで
身近な街の法律家「行政書士」にお気軽にご相談ください

(第2木曜日が祝祭日の場合は行われません)

奈良県行政書士会

奈良県奈良市高天町 10-1

T.T.ビル 3 階 (近鉄奈良駅前)

TEL:0742-95-5400

【事前予約制】

事務局 (TEL:0742-95-5400) まで、
事前予約をお願いしております。
おおよそそのご相談内容についても、
あわせてお伝え下さい。